



平成 30 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦  
(コード：3099 東証第1部・福証)  
問合せ先 総務部 広報・株式ディビジョン長  
藤井 一郎  
電話番号 (03)6205-6003

(訂正) 「公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について」の一部訂正について

平成30年1月12日に開示いたしました「公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について」に、一部訂正がございますのでお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正前】

当社の子会社である株式会社三越伊勢丹（以下、「同社」といいます）は、平成28年9月13日に東日本旅客鉄道株式会社において使用する制服の取引に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、当社および同社は、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、当社および同社は、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

【訂正後】

当社の子会社である株式会社三越伊勢丹（以下、「同社」といいます）は、平成28年9月13日に東日本旅客鉄道株式会社において使用する制服の取引に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、当社および同社は、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同社は、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

以上